

水源のかん養
 解除の理由
 林道敷地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住、辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年八月二十九日 午前十時から

鳥取市東町 鳥取県警察本内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市湯所町一丁目二三四 加須屋 啓 朗
- 2 鳥取市立川町五丁目二〇、二一、二二 長 見 久 夫
- 3 鳥取市西品治町六五三 田 中 猛 彦
- 4 鳥取市西品治町三五六の八 本 田 二 郎
- 5 鳥取市薬師町二七 今 村 寛 和
- 6 鳥取市朝月六五 森 本 安 俊
- 7 鳥取市高路四八四 谷 口 茂 行

- 8 鳥取市賀露町一七〇三の一 袖 上 勝 行
- 9 八頭郡郡家町大字西御門三八 平 木 和 文
- 10 八頭郡河原町大字中井一〇三の四 田 中 勝 美
- 11 八頭郡河原町大字佐貫三八六 中 村 勝 美
- 12 八頭郡八東町大字新興寺五三二 藤 田 栄 喜
- 13 八頭郡八東町大字南二七六 角 脇 嘉 弘
- 14 八頭郡智頭町大字市の瀬一三六五 平 尾 末 吉
- 15 八頭郡用瀬町大字赤波五五二 本 部 隆 吉
- 16 気高郡気高町大字下光元四八一 松 上 祐 章
- 17 気高郡鹿野町大字鹿野一〇五九の二 小 田 紀 美 夫
- 18 気高郡青谷町大字青谷四〇二六 金 崎 雅 武
- 19 気高郡青谷町大字青谷三八五八 広 沢 雅 美
- 20 倉吉市伊木七六 音 田 長 穂
- 21 倉吉市広瀬町一九九三 岡 野 孝 義
- 22 倉吉市国府四一九 渡 辺 篤 宗
- 23 倉吉市河来見二八八 河 本 信 義
- 24 倉吉市下古川二二四 木 天 富 治
- 25 倉吉市中河原三五五の一 森 本 嘉 雄
- 26 東伯郡東郷町松崎一区 町営住宅 柳 川 文 雄
- 27 東伯郡三朝町大字三朝九〇一の五 吉 田 綱 司
- 28 東伯郡羽合町大字長瀬一〇六二 新 田 幸 次
- 29 東伯郡北条町大字下神六〇三 本 信 英 一
- 30 東伯郡関金町大字山口七三八 西 田 隆 一

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日の休日は前日の日曜日の日)

次

鳥取県 昭和三十九年度狩猟者講習会の実施
 鳥取県 昭和三十九年度鳥取県職員採用初級試験の実施
 鳥取県 昭和三十九年度鳥取県告示第三十号の施行

公 告

3 開催日程

経験者課程

日	時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日(土)	9時から	米子市米子地方農林振興会会議室	西伯郡岸本町、伯仙町、日吉津村、湯江町、大山町、名和町、中山町に住所を有する者
〃 11日(日)	〃	〃	米子市、境港市、西伯郡金見町、西伯町に住所を有する者
〃 12日(月)	〃	日野郡日野町振興会 会 堂	日野郡に住所を有する者
〃 20日(火)	〃	八頭郡郡家町郡家八頭地方農林振興会会議室	河原町を除く八頭郡内に住所を有する者
〃 25日(日)	〃	倉吉市神ノ町倉吉小学校 講 堂	倉吉市、東伯郡治村、東郷町、三朝町、門谷町、北条町、羽合町に住所を有する者
〃 26日(月)	〃	東伯郡東伯町安浦 公 館	東伯郡東伯町、大栄町、赤穂町に住所を有する者
10月1日(土)	〃	鳥取市東町鳥取県庁 講 堂	岩美郡、気高郡、八頭郡河原町に住所を有する者

昭和41年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和41年8月16日

鳥取県知事 石 坂 二 郎

1 受講対象者
 鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和39年度又は昭和40年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習終了証明書を有するものは除く。

2 開催の方法

経験者課程(本年度受けようとする狩猟免許と同種の免許を昭和38年度から昭和40年度まで連続して受けている者)と初心者課程(狩猟者課程以外の者)に分けて行なう。

” 2日(日) ”	”	鳥取市に住所を有する者
” 16日(日) ”	”	考査の不合格者又は上記の講習会を受講できなかった者

初心者課程

日	時	講習会場	受講対象者
9月10日(土)	12時から	米子市鞆町 米子地方農林振興局会議室	西伯郡岸本町、伯仙町、日吉郷村、楚江町、大山町、名和町、中山町に住所を有する者
” 11日(日) ”	”	”	米子市、境港市、西伯郡会見町、西伯町に住所を有する者
” 13日(火)	9時から	日野郡日野町 根雨 公会堂	日野郡に住所を有する者
” 19日(月) ”	”	入頭郡那家町 入頭地方農林振興局会議室	入頭郡に住所を有する者
” 25日(日)	12時から	倉吉市仲ノ町 倉吉徳小 学校 講堂	東伯郡、倉吉市に住所を有する者
10月11日(土)	”	鳥取市東町 鳥取取 県庁 講堂	岩美郡、気高郡に住所を有する者
” 2日(日) ”	”	”	鳥取市に住所を有する者
” 16日(日)	9時から	”	考査の不合格者又は上記の講習会を受講できなかった者

4. 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
 - (2) 狩猟鳥獣の判別
 - (3) 猟具の取扱い
5. 講習時間は、経験者課程2時間、初心者課程5時間とする。
6. 講習時間は、講習終了後、引き続き、講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7. 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程250円、初心者課程500円)に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講日の10日前までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すると。

8. 携行品
 (1) 受講申込書と引きかえに配付したテキスト
 (2) 筆記用具

昭和41年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和41年8月18日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務	内 容
一般事務 (A)	若干人	知事の事務部局のうち鳥取地区の機関に勤務し、一般事務に従事します。	
一般事務 (B)	約10人	知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部、県立高等学校、市町村立小中学校等に勤務し、調査、監査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。	
林業 土木	若干人 若干人	知事の事務部局に勤務し、それぞれの技術的業務に従事します。	

2 受 験 資 格

- (1) 学 歴
 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢	及	び	性 別
一般事務 (A)	昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者			男女の別を問いません。
一般事務 (B)	林業 土木			昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者で男子に限ります。

(2) 受験できない者

- 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

- 4 講習科目
 (1) 狩猟に関する法令
 (2) 狩猟鳥獣の判別
 (3) 猟具の取扱
 5 講習時間
 講習時間は、経験者課程2時間、初心者課程5時間とする。
 6 検査
 経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続いて、講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

- 7 受講申込方法
 所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程250円、初心者課程500円）に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講日の10日前までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すると。
- 8 携行品
 (1) 受講申込書と引きかえに配付したテキスト
 (2) 筆記用具

昭和41年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。
 昭和41年8月16日

鳥取県人事委員長 青 戸 辰 午

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務	内 容
一般事務 (A)	若干人	知事の事務部局のうち鳥取地区の機関に勤務し、一般事務に従事します。	
一般事務 (B)	約10人	知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部、県立高等学校、市町村立小中学校等に勤務し、調査、監査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。	
林業 士	若干人 若干人	知事の事務部局に勤務し、それぞれの技術的業務に従事します。	

2 受 験 資 格

- (1) 学 歴
 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢	及 び	性 別
一般事務 (A)	昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者		男女の別を問いません。
一般事務 (B)	昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者		男子に限ります。
林業 士			

(3) 受験できない者
 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第 1 次 試 験

- (1) 方 法

- 「一般事務 (A)」及び「一般事務 (B)」については教養試験と適性試験を、「林業」及び「土木」については教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。
- ア 教養試験
 公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。
 - イ 適性試験
 公務員として必要な適性を有するかどうかについて、択一式により行ないます。
 - ウ 専門試験
 各試験区分ごとに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。
 なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分	野
林業	林業経済、林業生理、森林土木、森林測量、林産加工等	
土木	数学、応用力学、測量、土木材料、土木施工、水工等	

(2) 日時及び場所
昭和41年10月2日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表
ア 決定の方法
教養試験、適性試験又は専門試験の成績を総合して試験区分ごとに高点順に合格者を決定します。ただし、いずれかの試験科目において、一定の合格の基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表
昭和41年10月15日(土)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査

胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。

ウ 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 日時及び場所

昭和41年11月上旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和41年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は原則として、給料月額16,100円(行政職給料表7等級2号給)を支給されますが、経歴年数のある者は、その経歴年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤続手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。なお、下記のとこでも申込み用紙をお渡ししますが、この場合郵送による請求に対しては、送付しません。

倉吉市仲之町735

鳥取県中部県税事務所総務課

米子市紙町1丁目160

鳥取県西部県税事務所総務課

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

持参申込みの場合は、昭和41年9月15日(木)から昭和41年9月24日(土)まで(受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前11時30分まで)です。郵送の場合は、昭和41年9月24日(土)までの消印のあるものに限って受け付けます。

8 その他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

鳥取県 電話 3759号 昭和41年8月16日 火曜日 (鳥取県郵便物認可)

鳥取県 電話

鳥取県庁 鳥取市米子町三丁目1番1号
鳥取県庁 鳥取市米子町三丁目1番1号
鳥取県庁 鳥取市米子町三丁目1番1号

(鳥取県郵便物認可)

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。
- (3) 給与は原則として、給料月額16,100円(行政職給料表7等級2号給)を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤労手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。なお、下記のところでも申込み用紙をお渡しますが、この場合郵法による請求に対しては、送付しません。

倉吉市仲之町735 鳥取県中部県税事務所総務課
米子市稚町1丁目160 鳥取県西部県税事務所総務課

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

持参申込みの場合は、昭和41年9月15日(木)から昭和41年9月24日(土)まで(受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前11時30分まで)です。郵送の場合は、昭和41年9月24日(土)までの消印のあるものに限って受け付けます。

8 その他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

正 誤

昭和四十一年鳥取県告示第四百二十一号、昭和四十一年鳥取県告示第四百二十二号及び昭和四十一年鳥取県告示第四百二十三号中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁段	行	誤	正
一上	四		
五上	終わりから一		昭和四十一年 月 日 昭和四十一年八月十一日
十二下	十三		